非常勤職員の単価改定について

令和元年９月４日

総務部人事局人事課

１．単価改定の内容・考え方

最低賃金法による大阪府最低賃金が改正されたことを踏まえ、大阪府最低賃金を下回る事務補助員等の単価について引き上げを行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 令和元年10月1日～ | （　参　　考　）現行 |
| 事務補助員 |  964円 |  959円 |
| 保健師 | 1,302円 | 1,302円 |
| ケースワーカー | 1,302円 | 1,302円 |
| 看護師 | 1,302円 | 1,302円 |
| 電話交換手 |  964円 |  959円 |
| 施設管理員 |  964円 |  959円 |
| 検査技師 | 1,344円 | 1,344円 |
| 栄養士 | 1,344円 | 1,344円 |

※下線が改定箇所

※その他の非常勤職員についても、同様の対応

２．施行期日

令和元年１０月１日

３．協議期限

　令和元年９月１９日